寝屋川市薬剤師会における災害対応について

種々の災害が想定される中で、万一の場合、薬剤師会ではどう対応するのかを予め定めておく 必要があります。

災害が発生したとき、寝屋川市災害対策本部と連携し、的確かつ円滑に災害対策及び支援活動を実施するための体制を、次のとおり定めます。

1. 寝屋川市薬剤師会災害対策本部の設置について

[1] 災害対策本部の設置

災害が発生したとき、会長を本部長として、寝屋川市災害対策本部(地震の場合震度5弱以上)との連携のもとに、災害支援活動を実施するため「寝屋川市薬剤師会災害対策本部」を設置します。

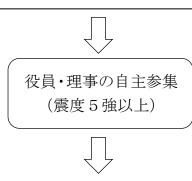
本部は、原則として寝屋川市立保健福祉センター5階の薬剤師会事務局とします。但し、被害の状況により設置困難な場合は、他の施設に変更します。

また、本部の組織及び事務分掌は、別表**「寝屋川市薬剤師会の災害対策組織図」**のとおりとします。

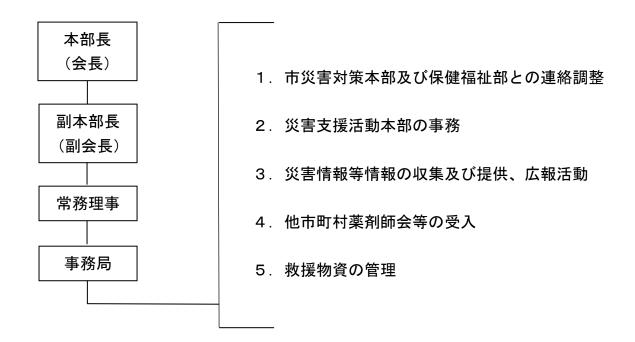
〔2〕災害対策本部の設置手順

災害対策本部設置の手順は次のとおりとします。

災害対策本部の設置決定(会長)(会長不在の場合は副会長) 寝屋川市災害対策本部設置に準じる。



寝屋川市薬剤師会の災害対策本部組織図



[3] 災害対策本部の閉鎖

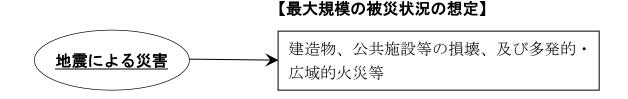
次の状況を勘案しながら市災害対策本部などと調整し、適当と判断した段階で災害対策本部を閉鎖します。

- ① 災害の恐れが解消したとき。
- ② 被災者のニーズが災害に伴うニーズから、日常的な生活ニーズに変化したとき。
- ③ 市内の医療機関や機能が回復したとき。
- ④ 災害支援活動が概ね完了したとき。
- ⑤ その他、本部長が適当と認めたとき。

2. 寝屋川市薬剤師会の災害対策活動体制

[1] 災害の想定と薬剤師会の役割

■当マニュアルで想定する災害の種類と規模



※「災害の想定」自然災害を想定

■被災時における薬剤師会の役割

○役員・会員・職員の安否確認

〇災害対策本部の設置・運営

[2]役員・職員の役割

(1) 職員の自主参集

自主参集【市内で重大な災害が発生した場合】

震度5強以上の地震により、市内で重大な災害が発生、理事・役員・職員は、事務所に 自主参集する。公共交通機関が途絶している可能性もあるが、万難を排して参集すること。 但し、必要に応じ近隣の救命活動に協力するなど状況をみて、その後事務所に参集する。 すぐに参集できない場合は、現状や参集の可能性等を、出来る限り事務所に連絡する。 なお、業務時間中の発生、及び自主参集後の対応は、「発災直後の対応」欄を参照のこと。

(2)役員

重大な災害が発生し、日常的な法人運営を被災時の運営に切り替えていく際、法人としての意思決定を迅速に図っていくため、代表権を有する役職者の存在は不可欠である。 以上のことから、重大な災害が発生した場合、会長(会長事故あるときは、予め決められている会長職務代理者)は、万難は排して事務所にかけつけ陣頭指揮を行う。

(3) 理事会

執行機関である理事会は、本来ならば被災後出来るだけ早期に開催する必要があるが、 市域全体の被災状況によってはかなりの期間を要する可能性が高い。また、理事本人や家 族等の被災状況などが開催に影響すると考えられる。

東日本大震災の災害を受けた地域の状況をみると、被災後の理事会開催は、早くても数か月程度を要している。

いずれにせよ、開催の条件が整った段階で理事会を開催し、被災状況に応じた活動が臨機応変に展開できるようにしていく必要がある。開催出来るまでの間は、会長を筆頭に法人の代表権を持つ役職者の即時決済で活動を進める。

[3] 発生後の対応

★災害発生後の時間経過、状況の変化による段階の目安★

段階区分	地域の状況など
発生直後	個々の住民や家族・親族等によるいわゆる「自助」の期間。災害の種 類や規模、被害の状況にもよるが、数時間から数日の幅がある。
緊急救援期	まだ生命や財産の危機的状況が続いている段階で、公的な緊急救援活動が開始される段階。住民相互の助け合いも近隣による自然発生的なもので、組織的な対応に至っていない。人命の救助が最大目標の段階。

(1)発生後の対応

業務時間外の発生による自主参集及び召集により、事務所に出務した場合、また業務時間中に災害発生した場合、役員は状況に応じた対応を下表に基づき行う。

段階	対 応 内 容
発生 直後	 【薬剤師会】 ① 役員の安全確認 ② 事務所施設・装備品、及びライフライン、備蓄食料・飲料水等の点検 ③ 各種情報収集 ④ 行政(災害対策本部や保健福祉総務課)・府薬との連絡調整(以降随時実施) ⑤ 正副会長の所在及び安否確認 ⑥ 理事家族の安否確認 ⑦ 事務所が危険な状況にある場合、安全が確保されている場所の確保と移動 ⑧ 市民からの問合せ及びメディア等への対応(以降随時実施)
緊急救援期	【薬剤師会】 ① 会員状況の把握 ② 市内被災状況の確認(目視) ③ 災害対策本部設置の検討・行政や府薬との調整 ④ 薬剤師会として必要な物資などの発信、物資の受入れ準備